口座を買ったり、売ったり…

罰則引上げ！



1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

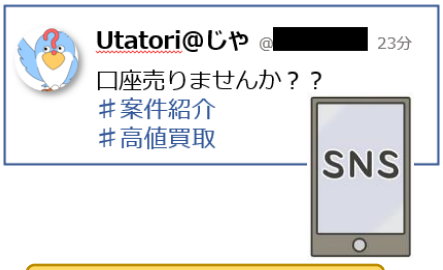
罰則の対象行為



①買う・譲り受ける行為



②売る・譲り渡す行為



③勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
ＩＤやパスワード等



①預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
ＩＤやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

②暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ＩＤ・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ＩＤ・パスワード等

③その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

警察庁 National Police Agency

金融庁 Financial Services Agency



ダメ！！「送金犯罪」

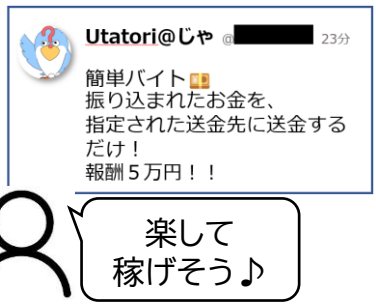
※罰則が創設されます

¥

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

①ＳＮＳ等での募集



②口座番号の提供



③送金と報酬受領





ポイント！

「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリや口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支払いに必要な送金を家族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！

警察庁 National Police Agency

金融庁 Financial Services Agency